

平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月9日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第21号

平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則（平成18年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（平成18年改正給与条例附則第2項の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する平成18年改正給与条例附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級）をいう。ただし、その職務の級を職員<u>の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則</u>による改正後の初任給等規則別表第1から別表第7までの給料表別級別標準職務表の規定により当該職務の級より1級下位の職務の級に変更した職員にあっては、当該1級下位の職務の級をいう。</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(9) 復職時調整 初任給等規則第37条又は職員<u>の育児休業等に関する条例</u>（平成4年香川県条例第2号）第6条の規定による号給の調整をいう。</p> <p>(10)～(12) 略</p> | <p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 初任給等規則 職員<u>の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則</u>（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）をいう。</p> <p>(3) 改正前の初任給等規則 職員<u>の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則</u>（平成18年香川県人事委員会規則第9号）による改正前の初任給等規則をいう。</p> <p>(4) <u>改正後の初任給等規則</u> 職員<u>の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則</u>による改正後の初任給等規則をいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（平成18年改正給与条例附則第2項の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する平成18年改正給与条例附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級）をいう。ただし、その職務の級を改正後の初任給等規則別表第1から別表第7までの給料表別級別標準職務表の規定により当該職務の級より1級下位の職務の級に変更した職員にあっては、当該1級下位の職務の級をいう。</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>(10) 復職時調整 <u>改正後の初任給等規則</u>第37条又は<u>平成18年改正給与条例附則第19項の規定による改正後の職員</u>の育児休業等に関する条例（平成4年香川県条例第2号）第6条の規定による号給の調整をいう。</p> <p>(11)～(13) 略</p> |

附 則
この規則は、公布の日から施行する。